

第2章 経 済 局

第1節 農林漁業金融

1 組合金融の動き

平成7年度の我が国の景気は、平成5年末に2年半にわたる調整局面を脱し回復過程に入ったが、平成7年度前半には、円相場の急上昇や公共投資、住宅投資の息切れなどにより一旦足踏み状態になった。このため、7年9月に公定歩合は0.5%と史上最低の水準となるなど2回の公定歩合の引き下げを含め、4回にわたって金融緩和措置を実施した。更にこの間、積極的な金融財政面での景気対策の効果もあって、7年10月～12月以降は、公共投資、住宅投資を中心に国内景気は再び回復に向かった。

地価は商業地を中心に引き続き下落傾向にあり、対外収支は日本企業による輸入積極化等を背景に高い伸びを続けたため、黒字幅が急速に縮小した。

株価は、平成7年前半には景気の先行きに対する不透明感などを反映して軟化した。夏場以降反転し堅調に推移した。また、為替相場は、平成7年2月後半から加速した円高の流れを受けて4月中旬には一時80円割れと戦後最大値を更新した。夏以降は、為替市場における協調行動もあって、円高は急速に修正された。

金融システム面では、金融緩和の継続等を背景に、銀行部門の業務純益は既往ピークを記録した。こうした業務純益の大幅な増加や、株式売却益の増加等を背景に銀行部門は、平成6年度を大きく上回る不良債権処理を行った。

わが国金融システムが不良債権を巡る問題に直面し、また、一部中小金融機関の経営破綻先が表面化する中で平成7年12月には金融制度調査会の答申が示された。金融機関の不良債権の早期処理と市場規律に立脚した透明性の高い金融システムを早急に構築するための諸施策が提言されるとともに、金融機関経営も自己責任原則によるリスク管理の徹底が求められ、更に、金融行政についても、早期は正措置の導入や外部監査の活用等を図ることにより、市場機能を活用した透明性の高い監督行政への転換を進める方向が打ち出され

た。

政府は、同答申を受けて、金融4法案を国会へ提出した。

組合金融と係わりの深い農家経済については、農業所得は、記録的な豊作となった6年産水稻の反動による稲作収入の減少、価格下落による野菜収入の減少等により農業粗収益が減少したことから、前年度に比べ9.5%減少した。また、農外所得は引き続き景気の低迷により前年度に比べ0.9%減少し、3年連続の減少となった。一方、年金・被贈等の収入は1.2%増加し、家計費は0.8%増加した。

以上のような一般経済及び農家経済の下で、7年度の農協金融は次のような動きをした。

(1) 農 協 の 動 き

ア 貯金

7年度末の貯金残高は67兆5,725億円となり、6年度末に比べ837億円、0.1%減少した。

イ 借入金

7年度末の借入金残高は4,879億円(このほか農林漁業金融公庫から転貸借入金6,084億円)となり、前年度末残高(4,597億円)より282億円、6.1%増加した。

ウ 貸出金

7年度末の貸出金残高は19兆418億円(このほか農林漁業金融公庫受託貸付金残高6,195億円、金融機関貸出15億円)となり、前年度に比べ8,724億円、4.8%増加し、貯貸率は26.9%から28.2%へと増加した。

貸出金残高を短期、長期別にみると、年度間増加率は、短期貸出が1.8%減(前年度0.06%減)、長期貸出は6.0%増(前年度3.0%増)となり、長期貸出比率は81.6%(前年度80.4%)となった。

エ 余裕金

農協の余裕金(現金を除く。)は、主として信農連への預け金および有価証券で運用されており、その7年度末残高は50兆3,277億円で、前年度末残高(51兆4,410億円)より1兆1,133億円、2.2%減少した。

その運用内訳をみると、預け金45兆9,012億円で余裕金の91.2%を占め、前年度に比べ1兆2,608億円、2.7%減であった。このうち系統への預け金は45兆612億円で、余裕金全体の89.5%を占めており、前年度(89.8

%) よりわずかに減少した。

また、7年度末における有価証券保有残高は4兆2,650億円と前年度に比べ2,520億円(6.3%)増となり、余剰金全体に占める割合は7.8%から8.5%へと増加した。

(2) 信農連の動き

ア 貯金

7年度末の貯金残高は48兆3,934億円となり、前年度

末より1兆2,758億円、2.6%減少した。

イ 借入金

7年度末の借入金残高は1,174億円となり、前年度末残高(772億円)より403億円増加した。

ウ 貸出金

7年度末の貸出金残高は5兆5,857億円(このほか農林漁業金融公庫受託貸付金残高1兆7,132億円、金融機関貸出3兆7,836億円)となり、前年度に比べ2,088億

表 1 農協信用事業主要勘定

(単位：億円，%)

	貯金(A)	借入金 (農林公庫 転貸資金 を除く)	貸出金(B) (農林公庫 資金、金 融機関貸 出を除く)	預け金	うち系統 預け金	有価証券	貯貸率 (B)/(A)
6年3月末	654,244	4,648	176,898	463,270	454,434	41,294	27.0
6	661,104	4,925	178,751	461,908	454,138	43,667	27.0
9	667,120	4,389	180,042	467,742	458,525	44,897	27.0
12	684,371	3,568	180,141	475,483	464,973	44,607	26.3
7年3月末	676,562	4,597	181,694	471,620	461,861	40,130	26.9
6	681,466	4,486	183,036	475,587	466,898	36,802	26.9
9	678,434	4,591	185,482	472,584	463,576	39,500	27.3
12	694,278	3,077	187,526	480,734	470,660	40,647	27.0
8年3月末	675,725	4,879	190,418	459,012	450,612	42,650	28.2

表 2 信農連主要勘定

(単位：億円，%)

	貯金(A)	借入金	貸出金(B) (金融機関貸 出を除く)	うち金融 機関貸出	預け金	うち系統 預け金	有価証券	貯貸率 (B)/(A)
6年3月末	490,719	32	59,761	41,684	289,382	284,891	110,969	12.2
6	490,960	498	57,880	39,631	296,305	289,844	107,226	11.8
9	494,116	498	59,081	39,402	298,036	288,272	109,044	12.0
12	498,807	794	57,755	38,374	303,236	292,414	109,456	11.6
7年3月末	496,692	772	57,945	38,581	295,774	287,325	114,852	11.7
6	502,000	796	55,987	37,249	319,544	312,810	101,597	11.2
9	497,943	796	57,435	37,165	311,272	303,664	105,109	11.5
12	503,521	1,102	55,323	36,924	324,963	316,109	98,512	11.0
8年3月末	483,934	1,174	55,857	37,836	287,962	280,842	112,920	11.5

表 3 農林中央金庫主要勘定

(単位：億円)

	預金	発行債券	所属団体 貸出	非所属団体 貸出	有価証券
5年3月末	290,351	90,957	11,410	166,407	145,067
6	305,199	85,491	7,712	169,613	160,293
9	321,898	89,812	8,899	164,266	168,415
12	314,871	88,817	13,555	173,955	167,362
6年3月末	307,846	86,730	8,602	176,127	180,365
6	296,140	86,998	10,117	171,588	165,189
9	291,612	88,080	18,765	166,586	162,837
12	291,204	88,171	18,727	175,883	153,383
7年3月末	300,624	91,841	12,010	175,497	134,733
6	322,564	91,983	9,082	196,277	169,249
9	332,433	92,338	10,665	175,842	165,772
12	321,504	92,517	18,304	156,071	152,580
8年3月末	320,425	91,987	11,452	191,107	160,738

資料：農林中央金庫残高試算表

(注)非所属団体貸出には、買入手形、コールローンを含む。

円、3.6%減少した。

このため、年度末残高の貯貸率は、11.7%から11.5%へと低下した。

貸出の員内、員外別の状況をみると、員内は1.7%増、員外は4.1%減少した。員内を貸出先別にみると、農協向けが1.3%増加（前年度1.0%増）し、信農連の会員である農協の組合員（いわゆる孫会員）向けは2.1%減少（前年度2.5%減）、その他が6.7%増加（前年度12.7%増）となっている。

エ 余裕金

信農連の余裕金（現金を除く。）は、主として農林中金への預け金及び有価証券で運用されており、その7年度末残高は40兆8,355億円で、前年度末残高（41兆9,965億円）より1兆1,610億、2.8%減少した。

その運用内訳をみると、預け金28兆7,962億円で余裕金の70.5%を占め、前年度に比べ7,812億円、2.6%減であった。このうち系統への預け金は28兆842億円で余裕金全体の68.8%を占めており、前年度（68.4%）より増加した。また、7年度末における有価証券保有残高は11兆2,920億円と前年度に比べ1,931億円（1.7%）減となり、余裕金全体に占める割合は27.3%から27.7%とやや増加した。

(3) 農林中央金庫の動き

ア 預金

7年度末の預金残高は32兆425億円となり、前年度に比べ1兆9,801億円、6.6%増加した。この預金を預かり先別に見ると、所属団体の残高は27兆3,878億円で、4,233億円（1.5%）の減少となり、前年度（6,811億円、2.4%の減）に引き続き減少した。

また、非所属団体の残高は、3兆4,958億円で、1兆2,445億円（55.3%）の増加となり、前年度（410億円、1.8%）の増加から減少に転じた。なお、預金残高総額に占める所属団体の業態別の割合は、農協系統が85.5%と太宗を占めており、水産系統3.6%、森林系統0.01%となった。

イ 農林債券

7年度末の農林債券の発行残高は9兆1,987億円となり、前年度に比べ146億円、0.2%増加した。これを利付債（5年）と割引債（1年）に分けてみると、利付債の発行残高は5兆9,150億円で6,593億円（10.0%）の減少、割引債の発行残高は3兆2,837億円で、6,739億円（25.8%）の増加となった。

ウ 貸出金

(ア) 所属団体貸出

7年度末の所属団体貸出残高は1兆1,452億円となり、前年度に比べ558億円、4.6%減少した。これを団

体別に見ると、農協系統は8,485億円で196億円（2.26%）の減少、水産系統が2,105億円で30億円（1.4%）の増加、森林系統が707億円で410億円（36.7%）の減少となった。

(イ) 非所属団体貸出（関連産業法人貸出等）

7年度末の非所属団体貸出残高は19兆1,107億円となり、前年度に比べ1兆5,610億円、8.9%増加した。このうち、関連産業法人貸出残高は7兆8,660億円で、248億円（0.3%）の減少となり、前年度（1,993億円、2.5%の減）に引き続き減少となった。また、関連産業法人貸出以外の非所属団体貸出は、施設法人貸出、農山漁村整備法人貸出、特別貸出法人貸出、金融機関貸出等があるが、これらの残高は11兆2,447億円で、1兆5,858億円（16.4%）の増加となり、前年度の増加額（1,363億円、1.4%）に引き続き増加した。

エ 余裕金

余裕金は、有価証券や預け金等により運用されているが、このうち7年度末の有価証券保有残高は16兆738億円で、2兆6,005億円（19.3%）の増加となり、前年度（4兆5,632億円、25.3%）の減少から増加に転じた。

2 農林漁業金融公庫

(1) 貸付計画及び資金計画

7年度における農林漁業金融公庫の当初貸付計画額は、資金需要の実勢を勘案し、6,000億円（前年度当初計画6,000億円）とした。資金の種類別の内訳は表4のとおりである。

資金交付計画の総額は5,120億円で、この原資として出資金25億円、借入金4,315億円（うち資金運用部資金3,820億円、簡易保険資金430億円、農業経営基盤強化措置特別会計65億円）、農林漁業信用基金からの寄託金25億円及び自己資金755億円を充当することとした。また、農林漁業金融公庫の収支の均衡を図るため、一般会計から補給金1,007億2,700万円の繰入れを予定した。

なお、7年度末時点の農林漁業金融公庫に対する政府出資金は、2,830億円となっている。

表4 農林漁業金融公庫資金貸付計画
(単位：百万円)

区 分	7 年度	6 年度	比較増△減
経営構造改善	226,100	225,300	800
基 盤 整 備	204,300	212,200	△7,900
一 般 施 設	104,100	102,000	2,100
経営維持安定	55,500	50,500	5,000
災 害	5,000	5,000	0
予 備	5,000	5,000	0
合 計	600,000	600,000	0

また、7年度末決算における資金運用利回りは4.62%（補給金繰入前）、資金原価は6.60%（うち借入金利息5.66%、業務委託費、事務費等0.94%）であった。

(2) 制 度 改 正

7年度における農林漁業金融公庫融資制度の主な改正点は、次のとおりである。

ア 振興山村・過疎地域経営改善資金について、山村振興法の一部改正を行い、振興山村の貸付決定期限が、平成17年3月31日まで延長された。

イ 特定農産加工資金について、UR農業合意に対応するため、特定農産加工業種が拡充されるとともに、関連農産加工業種が拡充された。

ウ 地域農業総合整備資金制度について、適用期限を平成12年3月31日まで延長するとともに、計画の承認要件のうち重点整備地区の要件が、農業経営基盤強化促進法の趣旨に基づくもの（農用地の利用集積シェアが市町村基本構想で定める目標を上回る等）に変更された。

エ 新規用途事業等資金について、貸付対象事業に「こんにゃく芋」、「落花生」が追加された。

オ 林業経営育成資金（分収林取得等）について、貸付の相手方に林業を営む法人が追加された。

カ 水産加工資金について、2号資金（新製品、新技術の開発・導入又は製造・加工の共同化の事業）に係る対象地区に「新潟県」、「石川県」及び「徳島県」が追加された。

(3) 貸 付 決 定 状 況

7年度の貸付決定額は表5のとおり4,078億円で、前年度決定額より減額となった。一般施設資金、災害資金は増加したものの経営構造改善関係資金、基盤整備資金及び経営維持安定資金で減少した。

ア 経営構造改善関係資金

農林漁業構造改善事業推進資金は、前年度に比べ46億円減の65億円となった。農地等取得資金は、前年度に比べ128億円減の79億円となった。平成6年度に創設された農業経営基盤強化資金は、その制度の浸透に伴い前年度に比べ360億円増の850億円となった。中山間地域活性化資金は、低金利の継続を反映して前年度に比べ217億円減の217億円となった。これらの結果、経営構造改善関係資金全体としては前年度に比べ258億円（17.2%）減の1,241億円となった。

イ 基盤整備関係資金

農業基盤整備資金は、前年度に比べ86億円減の1,155億円となった。担い手育成農地集積資金は、前年度に比べ34億円増の104億円となった。林業基盤整備資金は、前年度に比べ10億円減の358億円となった。森林整

表5 農林漁業金融公庫資金貸付決定状況

(単位：百万円、%)

区 分	7年度(A)	6年度(B)	(A)/(B)
経 営 構 造 改 善	124,131	149,927	82.8
構 造 改 善 推 進	6,567	11,120	59.1
農 地 等 取 得	7,884	20,731	38.0
土 地 利 用 型	135	1,424	9.5
農業経営基盤強化	84,999	49,029	173.4
総 合 施 設	91	6,749	1.3
林 業 経 営 育 成	260	457	56.9
漁業経営再建整備	0	10,532	0
中山間地域活性化	21,674	43,368	50.0
振興山村・過疎	2,523	6,516	38.7
基 盤 整 備	167,120	173,699	96.2
農業基盤整備	115,477	124,096	93.1
担い手育成農地集積	10,396	7,012	148.3
林業基盤整備	35,787	36,745	97.4
森林整備活性化	2,092	1,240	168.7
漁業基盤整備	3,367	4,608	73.1
一 般 施 設	109,533	85,831	127.6
農林漁業施設	44,816	43,822	102.3
特定農産加工	15,418	7,005	220.1
漁 船	12,035	2,291	525.3
水 産 加 工	12,624	15,666	80.6
食品流通改善	19,856	13,641	145.6
塩業、新規用途、乳業	4,785	3,405	140.5
経 営 維 持 安 定	3,858	4,972	77.6
自 作 農 維 持	3,171	4,692	67.6
林業経営安定	562	133	422.6
沿岸漁業経営安定	125	147	85.0
災 害	3,200	1,101	290.6
計	407,841	415,531	98.1

(注)：貸付決定額は単位未満四捨五入につき合計と内訳が突合しないことがある。

備活性化資金は、前年度に比べ9億円増の21億円となった。漁業基盤整備資金は、前年度に比べ12億円減の34億円となった。これらの結果、基盤整備関係資金全体としては、66億円（3.8%）減の1,671億円となった。

ウ 一般施設関係資金

農林漁業施設資金は、前年度に比べ10億円増の448億円となった。特定農産加工資金は、前年度に比べ84億円増の154億円となった。漁船資金は、前年度に比べ97億円増の120億円となった。水産加工資金は、前年度に比べ30億円減の126億円となった。食品流通改善資金は、前年度に比べ62億円増の199億円となった。これらの結果、一般施設関係資金全体としては236億円（27.6%）増の1,095億円となった。

エ 経営維持安定資金

自作農維持資金は、前年度に比べ15億円減の32億円となった。林業経営安定資金は増加、沿岸漁業経営安定資金は横ばいであった。これらの結果、経営維持安定資金全体としては11億円（22.4%）減の39億円となった。

表6 農業近代化資金種類別利子補給承認状況

資金種類	7 年度				6 年度			
	件 数 (件)	金 額 (百万円)	構成比 (%)	1 件当たり 金額 (千円)	件 数 (件)	金 額 (百万円)	構成比 (%)	1 件当たり 金額 (千円)
個 人 施 設								
建 構 築 物	8,091	34,682	19.5	4,287	10,598	45,248	21.3	4,270
農 機 具 等	34,966	57,840	32.6	1,654	42,624	69,383	32.6	1,628
果 樹 等	29	35	0.0	1,201	42	58	0.0	1,380
家 畜	847	2,097	1.2	2,476	878	1,915	0.9	2,181
小 土 地 改 良	427	602	0.3	1,410	517	732	0.3	1,416
特 認	1,239	10,027	5.6	8,092	1,377	12,028	5.7	8,735
セ ッ ト	411	2,407	1.4	5,858	501	4,688	2.2	9,358
計	46,012	107,690	60.7	2,341	56,537	134,053	63.0	2,371
	(6)	(1,326)	(100.0)	(220,933)	(9)	(5,957)	(100.0)	(661,889)
共 同 利 用 施 設	3,653	69,852	39.3	19,122	3,900	78,786	37.0	20,201
	(6)	(1,326)	(100.0)	(220,933)	(9)	(5,957)	(100.0)	(661,889)
合 計	49,663	177,542	100.0	3,575	60,437	212,839	100.0	3,522

(注) 1 () 内は国枠中金融資分であって内数である。

2 「セット」とは、2 種類以上の資金の一括貸付けをいう。

3 特認とは、新規就農円滑化資金、中核農家規模拡大等初度的経営資金、肥育素畜等の購入又は育成資金、花き・花木等の植栽育成資金、未利用資源活用施設資金、農村給排水施設資金、特定の農家住宅資金、観光農業施設資金及び内水面養殖施設資金等である。

4 単位未満四捨五入のため合計と一致しない場合がある。

オ 災害資金

災害資金については、農林漁業施設資金26億円が主なもので、全体としては、前年度に比べ21億円（19.6%）増の32億円となった。

3 農業近代化資金

農業近代化資金制度は、昭和36年に創設されて以来、農業情勢の変化等に対応し、貸付対象範囲の拡大等その拡充措置を講じつつ、農業者等の資本装備の高度化農業経営の近代化等に必要な資金の円滑な供給に努めてきており、7年度においては、農村環境整備資金・観光農業施設資金の拡充、地域農業総合整備資金の適用期限の延長等を行った。

(1) 融 資 状 況

7年度の融資枠は前年度と同額の4,000億円を設定した。融資実績は1,775億円（うち農林中央金庫が国の直接利子補給を受けて融資した額13億円。以下「国枠中金融資分」という。）で、対前年度比83.4%と減少した。承認件数は49,663件で前年度より10,774件減少した（表6）。

ア 融資対象施設別融資状況

資金種類別実績（国枠中金融資分を含む。）をみると、個人施設は、1,077億円で前年度（1,341億円）に対し19.7%減少（264億円減）した。このうち建構築物造成資金が前年度に比べ106億円、23.4%減少、農機具等取得資金が前年度に比べ115億円、16.6%減少している。

共同利用施設は、699億円で前年度（788億円）に比べ11.3%減少（89億円減）した。

イ 地域別融資状況

地域別の融資状況を見ると、九州（2千万円増）の1地域で増加し、北海道（62億円減）、東北（6億円減）、関東（92億円減）、北陸（54億円減）、東海（36億円減）、近畿（22億円減）、中国・四国（27億円減）、沖縄（7億円減）の8地域で減少した。

ウ 国枠中金融資分

国枠中金融資分は6件、13億円で、対前年度比22.3%となった。なお、対象資金は共同利用施設の建構築物造成資金となっている。

(2) 融 資 残 高

以上のような融資状況の下で、7年12月末の融資残高は9,557億円（うち国枠中金融資分294億円）となった。この内訳を融資機関別にみると、農協が6,149億円（64.3%）でその大半を占め、次いで信農連2,699億円（28.2%）、農林中央金庫448億円（4.7%）、銀行等262億円（2.7%）の順になっている。

(3) 農業近代化資金の予算及び決算

7年度における農業近代化資金関係の当初予算額は116億1,581万円であり、補正後の予算額107億3,540万円に対し決算額は97億3,720万円となった。この内訳は都道府県の利子補給に対する補助額が補正後の予算額105億9,833万円に対し、決算額96億2,488万円、農林中央金庫の直接利子補給金が補正後の予算額1億3,707

表7 農業近代化資金関係の予算額及び決算額

(単位：千円)

区 分	7 年 度		6 年 度	
	予 算 額	決 算 額	予 算 額	決 算 額
農業近代化資金利子補給補助金	(11,440,371) 10,598,331	9,624,879	(12,188,477) 11,440,424	10,519,536
農業近代化資金利子補給金	(175,435) 137,071	112,324	(173,117) 152,957	139,772
計	(11,615,806) 10,735,402	9,737,203	(12,361,594) 11,593,381	10,659,308

表8 農業経営改善促進資金関係の予算及び決算

(単位：千円)

区 分	7 年 度	
	予 算 額	決 算 額
農 林 漁 業 信 用 基 金 出 資 金	(4,150,000) 4,150,000	4,150,000
農業経営改善促進資金利子補給補助金	(205,800) 205,800	0
計	4,355,800	4,150,000

(注) () 内は当初予算である。

万円に対し、決算額1億1,232万円となっている(表7)。

4 農業経営改善促進資金

農業経営改善促進資金制度は、経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成に資するため、農業経営基盤強化推進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、計画に即して規模拡大その他の経営展開を図るのに必要な資金を、農協系統金融機関等を通じて極度貸付方式で供給することを目的として、6年度に創設された。

本資金制度の仕組みは、農林漁業信用基金に造成される国の出資金及び民間金融機関からの借入金(国が利子補給)による全国低利預託基金並びに都道府県農業信用基金協会に造成される都道府県低利預託基金をベースとして、基金協会が農協等の融資機関に低利預託を行い、融資機関が四倍協調で低利な運転資金を融通する仕組みである。

(1) 融 資 状 況

7年度末の融資状況は、融資枠2,000億円に対して極度契約額76億円で、その融資残高は29億円となった。

(2) 農業経営改善促進資金関係の予算及び決算

7年度における農業経営改善促進資金関係の予算額は当初予算、補正予算額とも同額の43億5,580万円であり、決算額は41億5,000万円となった。この内訳は、農林漁業信用基金に対する出資額が予算額、決算額とも同額の41億5,000万円であり、利子補給補助金は予算額2億580万円に対し同基金の借入が行われなかったため、交付を行わなかった(表8)。

5 農業信用保証保険

(1) 農業信用基金協会の業務概況

農業信用基金協会の基本財産である基金の総額は、前年度末の1,630億円に対し81億円増加し、7年度末残高は1,711億円(農業近代化資金475億円、一般資金1,236億円)となった。その主たるものは、会員からの出資金で、基金総額の72%を占めている。また、この基金を担保とした7年度末の債務保証残高は4兆1,800億円(農業近代化資金5,851億円、一般資金3兆5,948億円)で、前年度末の3兆9,447億円に対し2,353億円の増加となった。農業近代化資金のうち新たに7年度の基金協会の債務保証に付された額は、当該年度の利子補給承認額の68.6%となった。

また、7年度中に基金協会が代位弁済を行った金額は138億2,829万円(うち農業近代化資金分6億7,569万円)で、前年度の151億5,128万円に比べ13億2,299万円減少した。

この結果、7年度末の求償権残高は662億6,740万円(うち農業近代化資金分65億2,823万円)となった。

(2) 農林漁業信用基金の業務概況(農業関係)

7年度末の保険価額残高は、保証保険2兆7,873億円、融資保険117億円で、各基金協会に貸し付けた融資資金の残高は、長期資金126億400万円、短期資金1,658万円となった。

また、7年度において基金協会等に支払った保険金の額は43億8,531万円で、前年度より4億1,075万円減少した。

この結果、7年度末の支払保険金残高は330億8,962万円となった。

表9 農業信用保証保険関係の予算額及び決算額

(単位：千円)

区 分	7 年 度		6 年 度	
	予 算 額	決 算 額	予 算 額	決 算 額
農業信用基金協会出資補助金	(164,000) 159,950	158,890	(164,000) 156,620	136,325
農林漁業信用基金出資金	(4,314,000) 9,314,000	9,314,000	(83,000) 83,000	83,000
計	(4,478,000) 9,473,950	9,472,893	(247,000) 239,620	219,325

(注) () 内は当初予算である。

表10 7年12月末融資残高

(単位：百万円)

区 分	農 業	開 拓	林 業	漁 業	計
経営資金 3.0% 以内	23,379	123	4	1,038	24,544
5.5% "	8,337	113	2	109	8,562
6.5% "	2,031	—	4	10	2,045
事業資金 6.5% "	—	—	—	—	—
計	33,748	237	10	1,157	35,152

(注) 四捨五入のため、内訳と計はかならずしも一致しない。

(附) (社)全国農協保証センターの業務概況

(社)全国農協保証センターはの基本財産である基金は、7年度末残高で48億5,144万円となった。また7年度の再保証引受額は3,884億円、年度末再保証残高は1兆3,883億円となった。

(3) 農業信用保証保険関係の予算及び決算

7年度における農業信用基金協会への都道府県の出資に対する補助金は、補正後の予算額1億5,995万円に対し決算額は1億5,889億円となった。また、農林漁業信用基金に対する出資金は補正後の予算額決算額とも同額の93億1,400万円となった(表9)。

6 天 災 資 金

天災融資制度は、27年の特別措置法に始まり、30年以降は「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」(昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という。)に基づき、天災により被害を受けた農林漁業者等の経営の安定を図るための資金を融通しており、これまでに総額5,963億円(うち特別措置法によるもの524億円)が融資されている。

(1) 7年発生主要災害の概要と措置

7年においては、日照不足・低温等を始めとする災害が各地で発生したが、天災融資法を適用した災害はなかった。

(2) 融 資 残 高

7年12月末現在における融資残高は、352億円であり、その資金別、貸付利率及び業態別内訳は、表10のとおりである。

(3) 既往融資に対する補助額

既往融資に対する国の利子補給補助額は、7年度9億9,211万円であり、制度が発足した27年度から7年度までの累計は581億1,208万円となった。また、7年度においては、国からの損失補償補助金の交付はなされなかったが、制度発足以来7年度までの累計は8億7,198万円となった。さらに、損失補償後の回収金からの国庫納付額は、7年度は76万円であり、国庫納付の始まった32年度から7年度までの累計は2億4,140万円となった。

第2節 農林漁業関係の
税制改正

1 平成8年度税制改正

8年度の税制改正については税制調査会より7年12月15日に「平成8年度の税制改正に関する答申」が出され、政府はこれを受けて8年1月12日の閣議で「平成8年度税制改正の要綱」を決定した。これに基づき改正案が第136回国会に提出され、衆・参両院での審議を経て、租税特別措置法の一部を改正する法律、地方税法の一部を改正する法律等が3月31日に交付され、原則として4月1日から施行された。

そのうち、農林漁業関係の主な改正点は次のとおりである。

2 国 税 関 係

(1) 所 得 税 法

ア 特例措置の拡充

(ア) 農業者年金基金から支給される離農給付金の非課税措置の適用対象に、年金受給資格期間が20年未満である年金加入農業者が離農した場合に支給される離農給付金が追加された。

(イ) 小規模企業共済制度の適用対象として、農業が認められたことに伴い、小規模企業共済等掛金控除が適用されることとなった。

(2) 法 人 税 法

ア 特例措置の拡充等

(ア) 公益法人等の収益事業の範囲から、農業者年金制度により経営移譲年金の受給権者がサラリーマン後継者から農業者年金の加入者に経営移譲のやり直しを行った場合において、農業者年金基金が当該農業者年金の加入者に対してその農地等の取得資金を融資する業務が除外された。

(イ) 学校法人等を除く公益法人等に係る寄附金の損金算入限度額が所得金額の100分の20（改正前100分の27）に引き下げられた。

(3) 租税特別措置法

ア 特例措置の創設・拡充

(ア) 畜産農家が市街化区域等内から外の特定の区域に移転した場合の農用地等の事業用資産の買換え・交換について、買換え面積の30倍まで、原則として譲渡所得の80%を繰延べることができる特例措置の適用対象に、畜産環境整備特別対策事業を加え、既存の対象事業を見直した上、その適用期限が5年延長（長期所有土地等から一定の減価償却資産への買換え等（課税繰延割合60%）は1年）された。

(イ) 電子機器利用設備を取得した場合等の特別償却又は税額控除制度の適用対象設備が追加されるとともに、その適用期限が2年延長された。

(ウ) 特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法による特定業種の事業者に係る次の特例措置の適用対象に a 及び b は平成9年3月31日、c の個人は同13年12月31日、法人は同13年3月31日、d は同10年3月31日までの措置として、野菜缶詰・果実缶詰製造業（瓶詰製造業を含む。）、水産缶詰製造業、一般製材業、普通合板製造業が追加された。

a 事業者の試験研究費が原則として個人は平成6年、法人は平成5年度以降の最高額を超えた部分の額の10%を税額から控除することができる増加試験研究費の特別控除制度

b 事業革新設備を取得した場合の25%の特別償却制度。なお、対象設備として、水産缶詰製造業については深絞り型全自動真空包装機が認められた。

c 事業者の所有する土地建物等の事業用資産を既成市街地等以外の建物、機械等を買換え・交換した場合に譲渡所得の80%を繰延べる特例措置

d 同法により会社を設立した場合の登録免許税の税率を1000分の3.5（本則1000分の7）等に軽減する特例措置

(エ) 再生資源の有効利用に資するため、再生商品化設備等を取得した場合の特別償却制度が平成10年3月31日までの措置として創設された。

(オ) 高コスト構造是正のための物流施設（貯蔵槽倉庫、冷蔵倉庫等）に対する5年間20%の割増償却制度が平成10年3月31日までの措置として創設された。

(カ) 次の法律に基づく林業用機械等の5年間15%の割増償却制度が平成10年3月31日までの措置として創設された。

a 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法に基づき森林所有者が林業経営改善計画により取得する林業用機械等

b 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき、素材生産業者等が作成する共同改善措置により取得する林業用機械等

(キ) その他

a 農地等についての贈与税又は相続税の納税猶予の特例の適用を受けている農地等を収用交換等により譲渡した場合に納付すべき利子税の額を2分の1に軽減する特例措置が創設された。

b 収益事業を営まない公益法人等のうち小規模法人（年間収入5,000万円以下の法人）を除き、収支計算書を所轄税務署に提出する制度が創設された。

c 転廃業助成金等の特例措置の適用対象に、「みかん等果樹園転換特別対策事業」が指定された。

イ 次に掲げる特例措置について、その適用期限が2年延長された。

(ア) 中小企業等の貸倒引当金の特例制度

(イ) 国有農地等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置

(ウ) 農地保有合理化法人が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置

(エ) 集落地域整備法に基づく交換分合により土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置

(オ) 特定の遠洋漁船の所有権の保存登記等に対する

登録免許税の税率の軽減措置

(カ) 卸売市場法の規定に基づく認定、漁業再建整備特別措置法の規定に基づく認定又は特定農産加工業経営改善臨時措置法の規定に基づく承認に係る合併登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置

(キ) 関税が免除されている農林漁業用輸入A重油の石油税の免税措置

(ク) 農林漁業用国産A重油に係る石油税の還付措置
ウ 特例措置の整理合理化

次に掲げる特別措置について、その特例内容が縮減された上、適用期限が2年延長された。

(ア) 民活法に基づき整備される特定施設の特別償却制度（特別償却率12%→10%。農林水産研究開発・企業化基盤施設の除外）

(イ) 多極分散型国土形成促進法に基づき整備される特定施設の特別償却制度（上記と同じ内容）

(ロ) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制（施設園芸用温室設備の除外）

(ハ) 公害防止用設備の特別償却制度（産業廃棄物処理機械の特別償却率20%→19%、特定フロン等排出抑制・回収設備は廃止）

(ニ) 農村地域工業等導入地区における工業用機械等の特別償却制度（特別償却率を機械・装置14%→12%、建物・付属設備7%→6%）

(ホ) 海外投資等損失準備金制度（特定海外事業等15%→12%、特定産業振興事業等18%→12%、特定海外経済協力事業等18%→16%）

(ヘ) 農振法の交換分合により土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の軽減措置（協定関連交換分合の適用除外）

エ その他の租税特別措置

次の特例措置が廃止された。

(ア) 商品取引責任準備金制度

(イ) 林業等振興資金融通暫定措置法に基づき取得する林業用機械等の割増償却制度

(ロ) 森林整備法人が分収育林契約に係る土地につき受ける地上権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置

(ハ) 時効により取得した土地の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置

(ニ) 中小企業近代化促進法の規定に基づく承認に係る合併登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置

(4) 消費税法

(ア) 簡易課税制度のみなし仕入率について、現行の第4種事業のうち、不動産業、運輸通信業及びサービス業を第5種事業とし、そののみなし仕入率が50%（改

正前60%）とされた。

(イ) 消費税の限界控除制度について、平成8年4月1日から平成9年3月31日までの間に終了する課税期間のうち、平成8年4月1日以後の期間については、控除限度額を10万円（年換算）とする特例が設けられた。

ただし、当該課税期間において課税選択をしている事業者については、適用しない。

3 地方税関係

(1) 道府県民税及び市町村民税

ア 特例措置の創設・拡充

農業者年金制度により経営移譲年金の受給権者がサラリーマン後継者から農業者年金の加入者に経営移譲のやり直しを行った場合において、農業者年金基金が当該農業者年金の加入者に対してその農地等の取得資金を融資する業務が、収益事業の範囲から除外された。

イ 次に掲げる特例措置について、その適用期限が5年延長された。

農業者が免税対象飼育牛（1頭当たり100万円未満等）に該当する肉用牛を売却した場合の事業所得に係る住民税の所得割の免税措置。

ウ その他

個人住民税の均等割の税率が次のように引き上げられた。

人口50万以上の市

年額3,000円（改正前 年額2,500円）

人口5万以上50万未満の市

年額2,500円（改正前 年額2,000円）

その他の市町村 年額2,000円（改正前 年額1,500円）

道府県 年額1,000円（改正前 年額 700円）

(2) 事業税

ア 特例措置の創設・拡充

(ア) 農業者年金制度により経営移譲年金の受給権者がサラリーマン後継者から農業者年金の加入者に経営移譲のやり直しを行った場合において、農業者年金基金が当該農業者年金の加入者に対してその農地等の取得資金を融資する業務が、収益事業の範囲から除外された。

(イ) 個人事業税における白色申告者の事業専従者控除の控除限度額が、配偶者である事業専従者については86万円（改正前80万円）、配偶者以外の事業専従者については50万円（改正前47万円）に引き上げられた。

(3) 不動産取得税

ア 特例措置の創設・拡充

(ア) 特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措

置法による承認事業革新計画等による営業の譲渡に伴って取得する不動産に係る税額の6分の1を減額する特例措置の適用対象業種に、野菜缶詰・果実缶詰製造業（瓶詰製造業を含む。）、水産缶詰製造業、一般製材業、普通合板製造業が追加された。

(イ) 生前一括贈与された農地等に係る徴収猶予の期限の確定により徴収すべき延滞金について、その確定の事由が収用交換等による譲渡である場合には、その額を2分の1とする特例措置が講じられた。

イ 次に掲げる特例措置について、その適用期限が2年延長された。

(ア) 農業振興地域の整備に関する法律の規定による市町村長の勧告等によって取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置

(イ) 集落地域整備法に規定する交換分合により取得する土地に係る課税標準の特例措置

(ウ) 農林漁業団体の発電所又は変電所の用に供する家屋の取得に係る課税標準の特例措置

ウ 特例措置の整理合理化

次に掲げる特例措置について、その特例内容が縮減された上、その適用期限が2年延長された。

(ア) 保安林整備臨時措置法により林業者が所有する森林を一定の国有林野と交換した場合の非課税措置について、対象国有林が標準伐期齢未満の立木の土地面積が2分の1以上のものに限定された。

(イ) 農協等が国の行政機関の作成した計画により政府の補助を受けて取得した農林漁業者の共同利用施設の課税標準の特例措置について、控除額算定上の特例加算措置が削除された。

(ウ) 農住組合が国の作成した計画に基づく政府の補助を受けて取得した農林漁業者の共同利用施設の課税標準の特例措置について、控除額算定上の特例加算措置が削除された。

(エ) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づく営業の譲渡により取得する不動産に係る税額の減額措置について、対象施設から店舗が除外された。

(オ) 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて農用地整備公団が新設、改良する農業用施設で都道府県又は市町村から譲り受ける施設の課税標準の特例措置について、控除額算定上の特例加算措置が削除された。

エ その他

次の特例措置が廃止された。

農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係

る課税標準の特例措置のうちの価格から控除すべき額に係る特例加算措置

(4) 固定資産税・都市計画税

ア 特例措置の創設・拡充

(ア) 輸入拡大に対応した物流施設（貯蔵槽倉庫、冷蔵倉庫等）を取得した場合の固定資産税及び都市計画税の課税標準を取得後5年度分に限り2分の1等とする特例措置が平成10年3月31日までの間の措置として創設された。

(イ) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律において繰り返して使用することが可能なりターナブルびんを利用するために取得した洗瓶装置等が廃棄物再生処理用設備を取得した場合の固定資産税の課税標準を3年度分に限り3分の2とする特例措置に追加された。

(ウ) 遺伝子組換え技術等の研究用設備を取得した場合の固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象に分子認識解析装置及び細胞分別試験装置を加えて密閉型植物順化装置を削除した上、その適用期限が3年延長された。

イ 次に掲げる特例措置について、それぞれ適用期限が3年（アについては2年）延長された。

(ア) 畜産農家、食品企業等が次の公害防止用設備を取得した場合の固定資産税の課税標準の特例措置

a 污水处理施設等（課税標準を1/6）

b ばい煙処理施設（課税標準を1/3）

c aの優良更新施設又は設備（課税標準を1/2）

d 産業廃棄物処理施設等（課税標準を2/3）

(イ) 廃棄物再生処理用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置

(ウ) 新築住宅に係る固定資産税の減額措置

ウ 特例措置の整理合理化

(ア) 農業協同組合等が取得する農林漁業者等の共同利用に供する機械及び装置に係る固定資産税の特例措置の取得価額要件が240万円（改正前220万円）に引き上げられた。

(イ) 次に掲げる特例措置について、その特例内容が縮減された上、その適用期限が3年延長（eは2年）された。

a 農林漁業団体が発電所等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（取得後5年度のその後の5年度分の課税標準2/3の削除）

b 地方卸売市場の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（家屋の課税標準3/4→4/5）

c 農住組合が取得した農業者の共同利用に供する

機械及び装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置
(課税標準5/6→7/8)

d 鉱工業技術研究組合法の規定による承認を受けた機械及び装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置 (5/6→9/10, 取得価額要件200万円→240万円)

e 脱特定フロン対応型設備を取得した場合の固定資産税の課税標準の特例措置 (課税標準2/3→3/4, 取得価額要件200万円→240万円)

f 事業協同組合等が食品流通構造改善促進法による認定計画により取得する共同利用施設の固定資産税の課税標準の特例措置 (取得価額要件220万円→240万円)

g 食品流通構造改善促進法に規定する構造改善計画に基づき取得される機械及び装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置 (取得価額要件220万円→240万円)

エ その他

次の特例措置が廃止された。

(ア) 営業用倉庫に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置

(イ) 公害防止用設備に係る固定資産税の非課税措置

(5) 特別土地保有税

ア 特例措置の創設・拡充

総合保養地域整備法（リゾート法）の特定民間施設に係る非課税措置について、その対象施設の取得価額要件を2億円（改正前1億円）に引き上げるとともに対象となる新築の期間を基本構想公表後10年間（改正前8年）とした上、その適用期限が2年延長された。

イ 特例措置の整理合理化

(ア) 次に掲げる特例措置について、次のように縮減された。

a 農林漁業者が経営の近代化等のために取得し事業の用に供する農地等の非課税措置の適用対象から排水施設等の用に供する土地が除外された。

b 農協等が農林水産業経営の近代化等のために設置する農林水産業者の共同利用施設等用地の非課税措置の適用対象から発電施設等の用に供する土地が除外された。

(イ) 次に掲げる特例措置について、その特例内容が縮減された上、その適用期限が2年延長された。

a 民活法の特定施設（卸共同流通ターミナル等）用地に対する非課税措置（対象施設から農林水産研究開発・企業化施設を削除）

b 上記aの特定施設のうち、多極分散型国土形成促進法により整備される特定施設の用地に対する非課税措置（上記と同様の内容）

c 農村地域工業等導入促進法の工業等導入地区における工場用建物等の敷地用地に係る非課税措置（対象設備の取得価額要件2400万円→2600万円）

d 卸売市場法に規定する卸売市場等の用に供する土地に係る非課税措置の対象資産から登録を受けたものとみなされて米穀の卸売又は小売の業務を行う者が補助を受けて設置する施設用地等が除外された。

(6) 事業所税

ア 特例措置の創設・拡充

(ア) 農業者年金制度により経営移譲年金の受給権者がサラリーマン後継者から農業者年金の加入者に経営移譲のやり直しを行った場合において、農業者年金基金が当該農業者年金の加入者に対してその農地等の取得資金を融資する業務が収益事業の範囲から除外された。

(イ) 総合保養地域整備法（リゾート法）の特定民間施設に係る新增設分の非課税措置、資産割の課税標準の特例措置について、その対象施設の取得価額要件を2億円（改正前1億円）に引き上げた上、対象となる新築の期間が10年（改正前8年）に延長された。

(ウ) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律により容器包装の再利用、再商品化を促進するため、再商品化を行う事業者の再生等施設に対する課税標準を新增設及び資産割は4分の1、従業員割は2分の1とする特例措置が創設された。

イ 特定農産加工業経営改善臨時措置法の承認計画により特定農産加工業者が取得した事業用施設に対する資産割・従業員割等の課税標準の特例措置について、その適用期限が2年延長された。

ウ 特例措置の整理合理化

次に掲げる特例措置について、その特例内容が縮減された上、その適用期限が2年延長された。

(ア) 民活法の特定施設に係る新增設分の非課税措置及び資産割の課税標準の特例措置（対象施設から農林水産研究開発・企業化施設を削除）

(イ) 上記(ア)の特定施設のうち、多極分散型国土形成促進法により整備される特定施設に係る新增設分の非課税措置及び課税標準の特例措置（上記と同様の内容）

エ その他

次の特例措置が廃止された。

(ア) 公害の防止のため、次の施設に対する資産割及び新增設に係る事業所税の非課税措置

a 水質汚濁防止法に規定する除害施設

b 大気汚染防止法に規定するばい煙処理施設等

c 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定するごみ処理施設及び産業廃棄物処理施設

d 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物処理事業者が事業の用に供する施設

e 悪臭防止法に規定する悪臭物質の排出防止施設

f 騒音規制法に規定する騒音を防止する施設

(イ) 農住組合の共同利用施設に係る非課税措置について、従業員割の措置が廃止され、資産割については平成10年4月1日以後の最初の事業年度分、新增設については、平成10年3月31日までに行われた場合に適用することとされた。

(7) 国民健康保険税

国民健康保険税の減額の基準について、被保険者(世帯主を除く。)の数に乘すべき金額が24万円(改正前23万円5千円)に引き上げられた。

4 そ の 他

以下の法律の制定・延長・改正に伴い税制上の特例措置が創設・延長された。

(1) 平成7年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律(制定)

ア 個人が交付を受ける同補助金については、一時所得扱いとする。

イ 農業生産法人が交付を受けた場合には、固定資産の取得又は改良に充てることを条件として、圧縮記帳による損金算入とする。

(2) 林業労働力の確保の促進に関する法律(制定)

共同改善措置により林業用機械等を取得した場合の所得税、法人税の5年間15%の割増償却制度

(3) 林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律(「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」に名称変更。)(延長)

林業経営改善計画により林業用機械等を取得した場合の所得税、法人税の5年間15%の割増償却制度

(4) 農畜産業振興事業団法(畜産振興事業団と蚕糸砂糖類価格安定事業団の統合のための措置)(制定)

ア 両事業団に対して講じられていた措置と同様の措置

(ア) 公共法人等として支払いを受ける利息等の所得税の非課税措置

(イ) 公益法人等としての非収益事業所得の法人税の非課税措置

(ウ) 事業団の行う畜産物の売買業務等が法人税に係る収益事業からの除外

(エ) 畜産振興のために事業団が支出する補助金の所得税、法人税の総収入金額の不納入措置等

(オ) 事業団が受けた補助金等について、消費税の課税仕入れに係る特定収入の控除の特例措置

(カ) 事業団が作成する出資証券の印紙税に係る非課税措置

(キ) 事業団が出資乳業者等に対して作成する債務保証業務に関する文書の印紙税に係る非課税措置

(ク) 法人住民税の法人税割の非課税措置

(ケ) 法人住民税の均等割の税率を公益法人等とする軽減措置

(コ) 法人住民税の利子割の非課税措置

(カ) 公益法人等として非収益事業所得の事業税の非課税措置

(シ) 事業団が行う畜産物の売買業務等が事業税に係る収益事業からの除外

(ス) 事業団出資法人が補助等により取得した施設用地の特別土地保有税の非課税措置

(セ) 非収益事業の床面積及び従業員給与総額等に対する事業所税の非課税措置

イ 新事業団への財産の継承のための特例措置

(フ) 職員住宅の土地及び建物の承継に係る登録免許税、不動産取得税、特別土地保有税の非課税措置

(イ) 業務用自動車に係る自動車取得税の非課税措置

(5) 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律(制定)

「漁業水域に関する暫定措置法」が廃止されたことに伴って租税特別措置法における海外投資等損失準備金制度について、水産物の採取事業に係る漁業水域の規定が削除された。

(6) 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律

貯金等債権の買取り制度における概算払額が元本を上回る場合、利子所得として取扱う。

第3節 農業委員会等

1 農業委員会等に対する国庫補助

8年度は、①農業委員会の経費として農業委員会交付金145億1,331万円及び農業委員会費補助金6億544万2千円、②都道府県農業会議の経費として都道府県農業会議議員手当等負担金6億8,597万5千円及び都道府県農業会議費補助金4億7,771万4千円、③全国農業会議所費補助金として1億2,852万8千円の総計164億1,096万9千円が計上された。

この内訳は、農業委員会については、農地法等によりその権限に属せられた事項の円滑な処理を期するための委員手当及び職員設置費等の経費のほか、農地法の規定のに基づき実施する農地調整事務処理事業費及び